

平成 24 年度

西成区地域支援調整チームからの意見に対する回答

(西成区障がい者自立生活支援調整委員会)

大阪市福祉局障がい者施策部

平成 24 年度 西成区地域調整チーム
 (西成区障がい者自立生活支援調整委員会)
 からの意見事項一覧

ページ	事項番号	意見標題	担当局	担当部署
1	6	障がい者虐待への対応について	福祉局	地域福祉課
3	7	自立支援法から介護保険へのスムーズな移行について	〃	障がい福祉課 障がい支援課 運営指導課
4	8	生活保護受給者に対する障害特性に応じた対応について	〃	保護課
5	9	移動支援について	〃	障がい支援課
6	10	相談支援事業所の充実について	〃	障がい福祉課
7	11	重度訪問介護事業所の拡充に向けて	〃	障がい支援課
8	12	アルコール関連問題への専門医療機関・支援機関の拡大	健康局	こころの健康センター
9	13	薬物問題に対応できる医療機関の拡大	〃	〃
10	14	精神障がいの医療問題について	〃	〃
11	15	発達障がいのある人への支援体制の確立	福祉局	心身障がい者リハビリテーションセンター 障がい福祉課
12	16	障がい者の更生支援施設について	〃	障がい福祉課

西成区

【平成 24 年度】

6. 障がい者虐待への対応について

意見概要

障害者虐待防止法が施行され一定の啓発はなされている。西成区自立支援協議会においても研修を開催しているが、障がい者と関係するより身近な人への啓発がまだまだ必要であると感じる。家族や支援者の中には、継続的に行われている支援の中に虐待に値するような状況が生じていることに気付くことができていない。障がい者自身が虐待を受けていることを認識できない、または訴えることができないことが多いなか関係者が気づける目を育てていく必要がある。大阪市としても引き続き啓発活動を展開していただきたい。

また、一時保護所の不定問題の解決に向けてより尽力いただきたい。現在、1床という状況では全く不足状態である。高齢者虐待にしても同様であるが、保護施設が満床であれば各区で保護してもらえる機関を必死で探す状況が続いている。例えば、一時保護施設に登録制を設けるなどして不足の解消や緊急時に探しやすいような体勢作りを検討していただきたい。

回 答

障害者虐待防止にかかる広報啓発については、障害者虐待防止法第4条において市町村の責務と規定されており、本市においては法施行時からポスター、リーフレットを作成し広報啓発を行ってきました。障がい者虐待については未然に防止することが必要であると考えており、本市においては引き続きリーフレット等広報啓発物による啓発については、配布先についても工夫を行い、地域の支援者や障がい者自身から虐待に気づける啓発活動を続けてまいります。

さらに、障がい者基幹センターによる講演会など市民への啓発活動についても引き続き開催を行ってまいります。

障がい者の保護先については、保護できる施設が少ない中、緊急性があり分離保護の必要な事案については保護先を確保することに大変苦労いただいていることと存じます。虐待対応においては、迅速かつ確実に障がい者を虐待者から分離保護する必要があります。そのため、「やむを得ない事由による措置」等による保護先がどうしても、すぐに確保できない場合に生命・身体を守るための最後の手段として、緊急一時保護事業を実施しております。本事業は、障害者自立支援法や身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等の制度の裏付けのない緊急避難として障がい者を施設に保護するもので、緊急避難と言える範囲を超えて長期間収容することは望ましくなく、被虐待者本人にとっても、一日も早く、安定した生活の場に移ることが望まれるため、原則 14 日間を上限としておりますが、状況に応じて延長可能とし、柔軟な対応に努めています。緊急一時保護施設については平成 25 年度に 1 床増床し、被虐待障がい者の緊急一時保護施設については 2 床確保している状況ですが、障がい者の安心安全な生活のためにも、今後とも利用状況を十分に見極めながら空床確保に努めてまいります。

担当	福祉局生活福祉部地域福祉課相談支援グループ (電話 6 2 0 8 – 8 0 8 6)
----	---

西成区

【平成 24 年度】

7. 自立支援法から介護保険へのスムーズな移行について

意見概要

制度移行において最も被害をこうむるのは利用者である。サービスが中断することのないように申請行為が滞りなく行われる必要がある。また、自立支援関係者と介護保険関係者が双方のサービスに関する知識が少ないことで混乱が生じている。有効にサービスが提供できるような体制作りができる為にも関係者研修時には各制度の事についても情報提供するような場が必要ではないか。検討いただきたい。

また、自立支援においても介護保険においても、利用者の自立を促す支援が大切であることに変わりはないはずであるが過剰なサービス提供がなされているという懸念がある。支援方法についても再確認できるような機会が必要と考える。

西成区自立支援協議会では居宅介護事業者向けの勉強会を開催し障がい理解や制度説明・支援体制についての研修会を開催し啓発に努めている。25年度も開催予定にしており他にも必要と思われる関係者へ啓発活動を広げていく予定である。大阪市や他区においても具体的な啓発活動の実施に向けて取り組みを進めていただきたい。

回答

障害者総合支援法に基づく自立支援給付については、介護保険法の規定による保険給付を優先することとなっており、移行にあたっては円滑に行うとともに、介護保険の被保険者となった障がいのある方の生活に支障をきたさないように配慮し、継続したサービス利用が可能となるよう努める必要があります。

本市においては、介護保険サービス利用開始後も引き続き障がい福祉サービスを利用する場合には、個々のケースにより勘案を行い、介護保険担当等関係先と連携した上で、必要に応じ適切な支給決定を行っております。なお、その際は相談支援専門員と介護支援専門員が連携し、必要な情報を共有しながら支援していくことが望ましいと考えております。そのため相談支援専門員が介護保険制度についても理解されるよう、研修等において情報提供を行うことを検討してまいります。

また、障がい福祉サービス等の指定事業者に対しましては、指定時の研修及び毎年開催する集団指導において障がいに関する理解や制度説明に加え、事業者における利用者への配慮や従事者等に対する研修を行う必要があることを説明しております。

これまで障がい福祉サービスについては、制度改正等が頻繁に行われている関係もあり、その内容について事業者あてに制度理解ができるよう説明会の実施や通知を行う等の対応を行っておりますが、今後においても引き続き説明会の開催などして制度の理解が充分に行えるよう努めてまいります。

担当	福祉局障がい者施策部障がい福祉課	(電話 6208-8081)
	障がい支援課	(電話 6208-8245)
	運営指導課	(電話 6241-6520)

西成区

【平成 24 年度】

8. 生活保護受給者に対する障害特性に応じた対応について

提言概要

生活保護受給者の中で障がいを持つ人の割合は大きい。生活保護担当としては自立に向けた生活への支援をされているが、障がい理解がされていないことで支援が進みにくい現状があるようである。時には障害者の病状が悪化する例がある。

せっかくの支援が逆効果になることがないよう効果的な支援ができることを願う。そのためには制度の活用や地域の支援者との協力体制がとることで生活保護担当者が抱え込むことなくスムーズな支援ができることがあると考え、25年度は生活保護ケースワーカー研修に自立支援協議会が参画予定である。障がい者を支援するものが共に理解を深めていく取り組みを広げていく必要がある。

大阪市の生活保護受給者問題の一つに障がい者の問題が関わっているのは明らかである。障がいにならないような予防的取り組みの一方で障がい者の生活支援についても認識を深めることが障がい者安心安全な生活確保や自立への支援として大切である。

回 答

他法他施策の活用についての知識を深めるために研修を行っているところですが、引き続き、障がいや障がい者に対する理解を深め、障がいの特性に応じた支援につながるよう努めてまいります。

担当 福祉局生活福祉部保護課 (電話 6208-8014)

西成区

【平成 24 年度】

9 移動支援について

意見概要

知的・精神障がい者手帳受給者とは違い、身体障がい者は利用できる対象者が限られている。身体障がい者の中には移動困難な障がい者も多く移動支援のニーズは強い。利用拡大について検討を求める。また、支援対象として社会生活上不可欠な外出及び余暇活動とあるが、通年かつ長期的にわたる外出として、通園・通学・通所等が対象として疎外されていることについても必要不可欠な外出として検討を求める。

回 答

本市における移動支援事業のサービス内容については、支援費制度の時と同じ「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」で「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として 1 日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としています。

通園・通学・通所など「通年かつ長期にわたる外出」については、基本的にサービスの対象としておりませんが、保護者等の冠婚葬祭や入院等により、通学及び日中活動の場への送迎が困難な場合には、緊急避難的な対応として一定期間利用を可能とし、通学や日中活動の継続を支援できるように努めています。

なお、移動支援事業の対象者の範囲の拡大につきましては、現在のところ、困難であると考えておりますが、移動支援は、障がいのある方々にとって、地域での日常生活や社会参加を行う上で必要かつ重要な支援であることから、国に対し、ニーズに対応できる十分な財源措置等を講じるとともに、移動支援事業については地域生活支援事業ではなく自立支援給付で対応するよう制度改正等を引き続き要望してまいります。

担当 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（電話 6208-8076）

西成区

【平成 24 年度】

10. 相談支援事業所の充実について

意見概要

24 年度から相談支援事業が充実された。現状、相談支援事業所が思うように増加せず 3 年間で全ての障害者に相談支援が対応出来るか難しい状況にある。西成区では 24 年度に相談支援事業所拡充に向けての勉強会を実施し、3 事業所が増加したもののみまだ不足状態である。相談支援専門員資格がないことも大きく影響している。資格取得研修が増加することと、開催日程等の情報が区役所や関係機関にいち早く伝達されるようになっていただきたい。

回 答

ご指摘のとおり、障がい福祉サービス利用者に比して、市内の指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者などの絶対数が不足している状況については認識しております。

そこで本市では、相談支援専門員の人材確保のため、大阪府に対して「相談支援従事者初任者研修」の受講枠の拡大を働きかけるなどして、平成 26 年度には大幅に枠が拡大されました。

また、同研修の開催日程につきましては、大阪府の担当課と緊密に連携し、通知があり次第、速やかに各区地域自立支援協議会担当者（区役所）や相談支援事業所にお知らせいたします。

担当 当 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課（電話 6208-8081）

西成区

【平成 24 年度】

11. 重度訪問介護事業所の拡充に向けて

意見概要

重度障がい者の場合、頻回な支援や夜間支援必要な方が多いが、重度訪問介護事業所が少なく、夜間支援を提供出来る事業所となると更に数が減少する。高齢化や医療の発展も相まって今後更に重要が増大することが見込まれる。重度訪問介護の報酬が少ないことも事業所数に影響していると考えられる。ヘルパーが従事しやすい環境整備の為にも国からの補てん等の対策について検討・ご注進いただきたい。

回答

重度訪問介護は、重度障がいがある方の地域生活を支援するための重要な自立支援給付であり、今後とも、利用者本位に立ったサービスの提供が確保できるよう、実態に見合った報酬基準を設定するよう国に対し要望してまいります。

担当 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（電話 6208-8076）

西成区

【平成 24 年度】

12. アルコール関連問題への専門医療機関・支援機関の拡大

提言概要

西成区では、単身男性、高齢者、自殺未遂者、また結核罹患者において、アルコール関連問題を抱える事例が多く、支援者が連携してきめ細かい支援を展開している。また、アルコール関連問題の研修会や事例検討も行い、アルコール依存症の理解と啓発に努めている。しかしながら、アルコール問題のあまりの多さに十分に対応しきれていないのが現状である。近隣区にアルコール専門診療所はあるが、断酒のために入院の必要な事例も多く、また、高齢者では通院が困難な場合も多い。相談支援機関の充実と共に、区内に専門医療機関が必要であり、市内に入院治療機関も必要である。また、介護事業者は介護の最前線で困難ケースの対応に苦慮している。介護事業所へのアルコール関連問題への研修は必須であり、市として介護事業所へのアルコール関連問題研修の実施を望むものである。今後の市民の健康の向上のためにも、大阪市としてアルコール問題に取り組む姿勢が重要であると考える。

回 答

アルコール専門医療機関は、現状では、数が限られているため通院や入院の対応に困難を要する状況にあると認識しています。また、相談支援機関や介護事業所等、地域での支援者の研修や資質の向上は重要であり、大阪市としても、酒害教室や飲酒と健康を考える会で、支援者の育成にも重点をおいた取り組みを実施しています。また、市民講座なども企画し、実施しています。

担当 健康局 健康推進部 こころの健康センター (電話 6922-8520)

西成区
【平成 24 年度】
13. 薬物関連問題に対応できる医療機関の拡大
提言概要
<p>西成区では、薬物関連問題事例が多い。単身者のみでなく、乳幼児を持つ若い母親も多く、児童虐待問題として追跡している事例も少なくない。薬物依存症者は医療につなぐまでの関わりに時間がかかり困難であるが、医療を受ける段階まで支援しても、受診できる医療機関がなければ、支援は途絶えてしまう。現在、薬物依存症者の診療を断る医療機関は多く、専門医療機関は市内にはほとんどない状況である。通院できる距離に薬物問題専門医療機関が必要であり、専門知識を持った支援者の育成、支援機関への技術支援が急務である。</p>
回 答
<p>薬物関連問題が社会的にも問題となり本市としても市民講座や関係者への研修を実施して広く啓発活動に努めています。また、家族支援のためのワークショップも企画開催しています。専門医による薬物相談をこころの健康センターで定期的に実施しており、専門医療機関や支援機関との連携が今後も、必要であると認識しています。</p> <p>また、大阪市、大阪府、大阪府警は、あいりん地域における覚せい剤等の薬物取引や、ごみの不法投棄など地域の発展のために解決が急がれる課題に対して、3者が協力して、地域の環境整備を強力に進めるための平成26年度からの5か年計画をとりまとめました。</p> <p>その中で、薬物依存症者本人及び家族に対する専門的ケアが必要であるため、薬物依存症者本人に対する支援専門プログラムの実施や悩みを抱える家族への支援、薬物依存症者を支援する機関の職員に対する専門研修を実施することで、薬物依存症者に対する専門的ケアを推進し、早期回復を図るために体制づくりを進めることとしています。</p>
担当 健康局 健康推進部 こころの健康センター (電話 6922-8520)

西成区

【平成 24 年度】

14. 精神障がいの医療問題について

提言概要

合併症や他疾患を持った精神障がい者が受診先を探す際に大変苦労している。精神疾患があることを説明すると多くの医療機関が診察を拒否する現状があり、緊急で受診が必要な場合ですら診てもらえないことがある。公的医療機関がもっと受け入れ態勢をとれるように尽力いただきたい。

回 答

精神障がいのある人が安心して地域で生活するためには、身近なところで適切な医療サービスを受けられることが必要です。

精神科救急医療体制については、大阪府、大阪市及び堺市が精神科救急医療情報センターを共同設置し、医療機関の診療時間外においても精神科救急医療の提供を行っています。

今後も引き続き、大阪府、堺市、関係機関と連携しながら、精神科救急医療体制の充実を図るとともに、精神科病床を有する総合病院や一般救急病院等と連携しながら身体合併症の治療体制の確保に努めます。

担当 健康局 健康推進部 こころの健康センター (電話 6922-8520)

西成区

【平成 24 年度】

15. 発達障がいのある人への支援体制の確立

意見概要

発達障害者の相談が増加しているが、現状では利用できる専門医療機関・相談機関や在宅サービス・就労支援体制が、いまだ不充分である。成人の発達障害者の診断ができる医療機関は少なく、診断機能も含め支援できる機関が必要である。発達障害者支援センターの総合的な支援の充実が望まれる。また、発達障害者の中で、就労希望者は多いが、就労にはきめ細かな支援が必要である。発達障害者の人数に比較し、就労支援は不足しており、現在の支援機関ではマンパワー不足と言わざるをえない。障害者就労支援機関の発達障害者専門相談員の充実と育成を望むものである。

回答

本市では、平成 18 年 1 月に発達障がい者支援センター「エルムおおさか」を開設し、発達障がいのある方及びその家族の方への相談支援、発達支援、就労支援、啓発・研修、関係機関との連携・機関支援等に取り組んできました。

相談支援の過程で、ご本人の希望をお聞きしながら、必要に応じて医療機関へつなぐ診断の支援を実施しています。

また、平成 25 年度には、発達障がいのある方が身近な地域で障がいの特性を踏まえた適切な支援を受けることができる地域づくりを目指して、地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関・事業所等への啓発・研修・機関支援を実施する体制を強化しています。

また、障がい者就業・生活支援センターに発達障がい者就業支援コーディネーターを 1 名配置し、障がいの特性を踏まえたきめ細やかな就労支援を行ってきました。

平成 25 年度には、就労を希望する発達障がい者の支援ニーズの高まりに対応するため、コーディネーターを 1 名増員しました。

平成 27 年度予算案においては、市内 6 か所にある各地域障がい者就業・生活支援センターの就労支援員を 2 名から 3 名体制に強化することにより、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かい支援を行います。

担当	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター 相談課 （電話 6797-6560）
	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 （電話 6208-7994）

西成区

【平成 24 年度】

16. 障がい者の更生支援施設について

意見概要

犯罪を繰り返している障がい者の支援体制を早急に検討していただきたい。犯罪を繰り返している障がい者をみるとその場限りの指導では継続した抑制にはならない。施設で再犯につながる行動の回顧と障がい特性・生活安定等を図るために集中的訓練が必要と考える。地域から隔離するのではなく地域で共生するためには大切な過程である。

回答

本市では、障がいの種別や程度などにかかわらず、各区の障がい者相談支援センターやその後方支援として障がい者基幹相談支援センターがご相談に応じる体制をとっています。

また、触法障がい者の地域移行については、大阪府や堺市、大阪府地域生活定着支援センター、大阪保護観察所などとの意見交換や、市内の更生保護施設への訪問などの情報収集を行いつつ、支援体制強化の検討を進めています。

担当 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課（電話 6208-8081）